

事務事業名		児童手当給付事業		所属部	市民環境部		所属課	市民生活課	
総合計画体系	政策名		〈Ⅲ〉支えあい健やかに暮らせるまち《保健・医療・福祉》		所属G	生活グループ		課長名	宇田川 康司
	施策名		〈25〉子育て支援の充実		担当者名	今岡 博美		電話番号	0854-40-1031
	目的	対象	A)子どもの保護者と産み育てたい夫婦 B)乳幼児・児童・生徒(0～18歳)	意図	A)安心して子育てができる。 B)心身ともに健やかに育つ。		(内線) 2122		
	基本事業		〈073〉経済的支援の充実		予算科目	会計	款	大事業	大事業名
	目的	対象	保護者等	意図		子育てに係る経済的負担が軽減される。		011501	01
					項	目	中事業	中事業名	
					102510	10			児童手当給付

1 現状把握【DO】

(1) 事務事業の概要

① 対象(誰、何を対象にしているのか)	② 意図(対象がどのような状態になるのか)
中学校終了前の児童を養育している者。 (平成22年3月までは小学校修了前の児童を養育している者)	子育てに対し、経済的援助を行う。
③ 事業内容(期間限定複数年度事業は全体像を記述)	
事業期間 ☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (H16 年度～) ☐ 期間限定複数年度 (年度～ 年度)	
●中学校修了前の児童を養育している者に手当を支給する。(ただし、所得制限あり) ●児童手当金額(月額) 3歳未満:一律 15,000円 3歳以上:第1子・2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生:一律 10,000円 所得制限限度額以上世帯:一律 5,000円(令和4年6月分より、所得上限限度額以上は支給なし) ●平成24年4月、子ども手当から移行	
④ 主な活動	⑤ これまでの改革・改善経緯
R5年度実績(R5年度に行った主な活動) 支給業務(定期支払、随時支払) 資格業務、現況届業務	(この事務事業に関してこれまでどのような改革改善をしているか?) 平成18年4月 小学校修了前から小学校6年生修了前まで拡大 平成19年4月 手当月額の引き上げ(3歳未満5,000円⇒10,000円) 平成22年4月 子ども手当に移行 平成24年4月 児童手当に移行(支給要件、手当月額等に変更あり) 令和4年6月 現況届原則不要・所得上限限度額設定

(2) 事務事業の指標

成果指標	単位	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (計画)
ア 総支給額	千円	454,660	438,300	418,585	492,735
イ					
ウ					
エ					

(3) 事務事業のコスト

① 事業費の内訳（R5年度決算）		② コストの推移		単位	R3年度(決算)	R4年度(決算)	R5年度(決算)	R6年度(計画)
事業費計 ・令和5年4月から令和6年3月の総支給額 418,585千円	財源内訳	国庫支出金	千円	315,125	302,837	288,963	339,608	
		県支出金	千円	69,923	67,521	64,773	76,563	
		地方債	千円					
		その他	千円					
		一般財源	千円	69,612	67,942	64,849	76,564	
	事業費計		千円	454,660	438,300	418,585	492,735	

2 事後評価【SEE】

① 事業実績における成果	児童の養育者へ手当を支給することで、児童を養育する家庭における生活の安定につながっている。
② 事業実施するうえでの課題	申請漏れがないよう周知や勧奨を徹底した。 令和4年6月から児童手当法の一部改正により、所得上限限度額が設定されたことにより、従来の支給対象者が支給されない場合がある。
③ 課題解決に向けた改革改善等	対象者への周知や、丁寧な説明を行う。特に制度改正に係る事項については、わかりやすい説明に努める。